

資格認定規程

種 類：規 程

議 決：総 会

制定期日：平成24年(2012年)10月27日

改訂期日：平成29年(2017年)5月27日

(目 的)

第1条 定款第4条に掲げられた本学会の目的達成に顕著な貢献があったと認められる会員に対し、その貢献を称えるとともに、その貢献が広く周知されるよう社会的認知度を高めることを目的として、その会員に資格を認定する。

(資格の種類)

第2条 正会員(一般)が利用可能な資格の種類を以下のとおり定める。

- (1) 日本品質管理学会認定品質技術者の称号
 - (ア) 上級品質技術者
 - (イ) 品質技術者
- (2) JSQCフェロー

(資格条件)

第3条 各資格の資格条件は内規として別に定める。

(認 定)

第4条 各資格の認定については内規として別に定める。

附 則

1. この規程は平成24年(2012年)10月27日制定。即日施行する。
2. この規定は平成29年(2017年)5月27日改訂。平成29年(2017年)10月1日施行する。